○第７回白岡町自治基本条例町民推進会議（５月２２日）　検討結果　Ｂ班
検討テーマ　検討課題「町民と行政が担うべきもの」

町民の役割

しくみ

○行政運営及び計画策定に対する住民参加を促進する。（「協働のまちづくり住民参加条例」の策定要求）

○パブリックコメント、公募等に対して積極的に対応し、関心を持ち、町政への関与を目指す。

○自分達で解決できる問題は自分達で解決する。

○町民は、各種の住民参画の機会を積極的に利用する。

○行政に意見を言う。（クレームからは何も生まれない。提案から生まれる。）

○議会に対して条例作成を要望する。

自己啓発

人材

○町づくりのために、子ども達も含め、自己の教養を高める。

主体的な参加

○町の施策の立案から取組む。

○町づくりに関心を持つ。

○地域に適した活動を見つけ、行動してみる。

○地域活動に参加し、地域の絆をつくる。

○市民活動の理解・参加に努める。

○地域活動に参加・協力・責任を持つ。

○町民は町づくりの主体（主役）であることを自負し、まちづくりへの積極的な参加に努める。

共通の役割

○参画の仕組みづくり

○提案を出し、受ける。

共情
有報

行政の役割

○町民との政策立案の機会を増やす。（行政は、町政全般の計画・執行に町民参画を実施する。）

○行政は地域活動を進める拠点の整備を行う。

○町民の知る権利と町づくりへの参加の権利保障（協働の町づくりの仕組の確立義務）

○学びの場を増やす。

○地域と行政のきめ細かな情報の共有を図る。

○多様なコミュニティ（自治会、行政区、ＮＰＯ、サークル）の連携を図る。

情報の公開・公表

○町づくり（町政）の計画策定・実施・評価の各段階への町民参画の保障と情報提供の義務（情報公開）

○計画や構想段階からの情報公開で、住民ニーズの把握に努める。

○町の問題を分かりやすく公開

○多様な広報手段を活用し、情報提供に努める。

○町民のニーズに的確に応えるための不断の努力・情報収集（共有）

○各種委員は原則公募とし、団体推薦枠をなくす。（団体推薦の方にも公募してもらうとよい。）

○行政は、毎年町民参画計画を策定する。